

公共事業（収用）のために不動産（土地・家屋）を譲渡した方へ

公共事業のために不動産（土地・家屋）を収用された方が、収用された不動産に代わる不動産（以下「代替不動産」という。）を取得した場合（注4）で、一定の要件を満たす場合は代替不動産の取得に係る不動産取得税が軽減されます。

軽減される要件	軽減内容	必要書類
公共事業（注1）のために不動産を収用等された方が、代替不動産を移転補償契約の締結日等（注2）から 2年以内 に取得した場合	取得した不動産の価格から収用された不動産の価格（注3）を控除します。	① 不動産取得税申告書（※） ② 被収用不動産に係る減額（還付）申告（申請）書（※） ③ 収用証明書 ④ 収用された不動産の固定資産評価証明書（収用された年のもの）
公共事業（注1）のために不動産を収用等された方が、収用等された日 前1年 の期間内に代替不動産と認められるものを取得した場合	取得した不動産の税額から収用された不動産の価格（注3）に応じた税額が減額されます。	⑤ 納税通知書 ⑥ 収用に係る契約書一式（物件移転補償契約も含む） ⑦ マイナンバーを確認するための書類等（個人番号カード、通知カード（注5）と運送免許証等、その他法令で定められた書類 のいずれか） ※県税事務所に備えてあります。

注1：「公共事業」とは、「土地収用法第3条に掲げる事業又は他の法律の規定によって土地若しくは家屋を収用できる事業」をいいます。

注2：「移転補償契約の締結日等」とは、収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約を締結した日です。

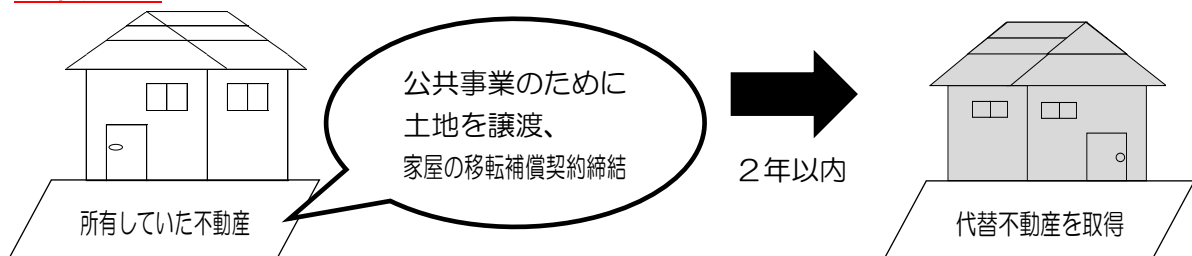
注3：「不動産の価格」は、収用された年の固定資産台帳登録価格です。なお、収用された不動産が宅地及び宅地比準土地の場合は、価格に一定の割合を乗じた額となります。

注4：収用等された不動産の所有者と代替不動産の取得者が同一人であることが必要です。所有していた家屋の賃借人等（所有者以外の人）は、軽減措置の対象外となります。

注5：通知カードの記載事項に変更がない場合に限り利用可能です。

代表的な例

- ① 公共事業のために土地を譲渡した日、家屋については移転補償契約を締結した日から**2年以内**に代替不動産を取得したとき。



- ② 代替不動産を取得したときから**1年以内**に、公共事業のために土地を譲渡し、家屋については移転補償契約を締結したとき。



公共事業（収用）のために不動産（土地・家屋）を譲渡した方へ

◎詳しくは、代替不動産の取得区域を管轄する県税事務所にお尋ねください。

事務所名	電話番号 [FAX 番号]	住所	管轄地域
博多県税事務所	092-260-6002 [092-260-6011]	〒812-8542 福岡市博多区 千代 1-20-31	福岡市博多区・南区
東福岡県税事務所	092-641-0147 [092-641-0136]	〒812-8543 福岡市東区 箱崎 1-18-1	福岡市東区・宗像市・古賀市・ 福津市・糟屋郡
西福岡県税事務所	092-735-6144 [092-715-4824]	〒810-8515 福岡市中央区 赤坂 1-8-8	福岡市中央区・西区・城南区・ 早良区・糸島市
筑紫県税事務所	092-513-5575 [092-513-5597]	〒816-8558 大野城市 白木原 3-5-25	筑紫野市・春日市・大野城市・ 太宰府市・那珂川市
北九州東県税事務所	093-592-3502 3513 [093-592-8913]	〒803-8512 北九州市小倉北区 城内 7-8	北九州市門司区・小倉北区・小倉南区・ 行橋市・豊前市・京都郡・築上郡
北九州西県税事務所	093-662-9315 [093-681-4532]	〒805-0062 北九州市八幡東区 平野 2-13-2	北九州市若松区・戸畑区・八幡東区・ 八幡西区・中間市・遠賀郡
飯塚・直方県税事務所	0948-21-4904 4908 [0948-23-3806]	〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1	直方市・飯塚市・田川市・宮若市・ 嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡・田川郡
久留米県税事務所	0942-30-1015 1016 1074 [0942-32-3751]	〒839-0861 久留米市合川町 1642-1	大牟田市・久留米市・柳川市・八女市・ 筑後市・大川市・小郡市・うきは市・ 朝倉市・みやま市・朝倉郡・三井郡・ 三潞郡・八女郡